

琉球大学におけるゲノム編集生物の取扱いに関する申合せ

平成 26 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、琉球大学（以下「本学」という。）におけるゲノム編集生物を取扱う実験の際の申請及び審査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 ゲノム編集生物とは、外来遺伝子の存在の有無とは関係なく、人工ヌクレアーゼ（Zinc Finger Nucleases (ZFNs), Transcription Activator-Like Effector Nucleases (TALENs), CRISPR/Cas システム等）などを用いてゲノム上の標的遺伝子の破壊や遺伝子の挿入を行った生物をいう。

(実験の申請及び審査)

第 3 条 実験責任者は、ゲノム編集生物を作成または使用する実験、かつ、その過程に遺伝子組換え実験操作が入る場合は、通常遺伝子組換え生物等使用実験と同じく、琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則（以下「安全管理規則」という。）の規定により琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全委員会（以下「安全委員会」という。）に申請しなければならない。

- 2 実験責任者は、外来遺伝子による遺伝子組換えの操作が入らないゲノム編集生物の作成又は使用する実験を行う場合は、遺伝子組換え生物等を用いる実験に準じ、安全管理規則の手順に従って安全委員会に申請しなければならない。
- 3 安全委員会は、ゲノム編集生物使用実験の申請があった場合は、遺伝子組換え生物等を用いる実験に準じ、審査するものとする。

(ゲノム編集生物の取扱い)

第 4 条 実験責任者は、安全委員会に申請し承認された方法によりゲノム編集生物を使用しなければならない。

- 2 実験責任者は、ゲノム編集生物を譲渡し、又は提供する場合は、当該譲渡又は提供先にゲノム編集生物を適切に取扱うために供給することが望ましいと判断される情報を提供しなければならない。
- 3 実験責任者は、ゲノム編集生物を譲渡された際に提供を受けた情報等については、実験が終了又は中止するまで保管しなければならない。
- 4 実験責任者は、ゲノム編集生物を譲渡し、又は提供する場合は、予め遺伝子組

換え生物等の譲渡（提供）報告書（別紙様式3）の中の該当する項目を記載して、部局長を経て学長に報告しなければならない。

（改廃）

第5条 この申合せの改廃は、安全委員会の議を経て委員長が行う。

（雑則）

第6条 この申合せに定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、琉球大学遺伝子組換え生物等使用安全管理規則及び関連規則等を準用することとする。

附 則（平成26年3月27日）

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。